

様式1 厚木市報道資料 (制度、その他一般等)		発信日	
		令和 3年1月 15日	
1	件名	コロナに負けない！あつぎ中小企業応援交付金（第2弾）について	
2	概要	<p>緊急事態宣言の発令を受け、市内企業に対する事業継続の支援として、あつぎ中小企業応援交付金（第2弾）を実施する。</p> <p>事業費 4億6,600万円            支援内容 ①売上げ減少への支援、②時短営業要請への協力支援            ③テレワーク導入の支援            対象 市内中小企業</p> <p><b>① 売上げ減少への支援 一律10万円</b>            令和2年12月または令和3年1月の売上げが、前年同月の売上げに比べ15%以上減少している事業所等に、一律10万円を交付。            （※複数店舗を営んでいる場合は、店舗ごとに対象）</p> <p><b>② 時短営業要請協力への支援</b>            令和3年1月12日から2月7日までの間で10日間以上、営業時間を20時まで時短した事業所に交付。            (1) 県対象以外の事業所等（下記(2)以外） 一律15万円            ・感染拡大防止のために時短営業をしている事業所等が対象。            (2) 県の時短営業要請に協力している事業所等 一律5万円            ・飲食店、カラオケ店が対象。            （※複数店舗を営んでいる場合は、店舗ごとに対象）</p> <p><b>③ テレワーク導入への支援 補助率1/4（上限15万円）</b>            令和3年1月7日から3月31日までに、新たにテレワークを導入した企業に、導入費用の1/4（上限15万円）を補助。</p>	
3	PRしたい内容、セールスポイント、前回との違い等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店だけでなく、全ての事業者を対象とすることで、広く地域経済を支援する。</li> <li>・県の時短営業要請以外の事業者に対しても交付することで、時短営業の裾野を広げ、感染拡大防止の効果を高める。</li> <li>・県の「テレワーク導入促進事業費補助金（導入費用の3/4・上限40万円）」を協調補助することで、導入の負担をさらに軽減する。</li> <li>・令和3年厚木市議会第1回会議に、一般会計補正予算（第16号）として議案提出している（事業の実施は議決後に確定する）。</li> </ul>	
4	添付資料	コロナに負けない！あつぎ中小企業応援交付金（第2弾）の概要	
5	問合せ先	部課名	産業振興部 産業振興課 課長 小宮 和茂
		電話	(046) 225-2830